

居宅介護支援における契約時の説明について

運営基準減算に関わる内容ですので、必ずご一読ください。

次の①、②、③の内容について、サービス提供開始に際し利用者へ文書を交付して説明を行うことが基準で定められています。

①利用者から介護支援専門員に対して
複数の居宅サービス事業所等の紹介を求めることができること。

②居宅サービス原案に位置付けた
指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。

③前6月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち下記(1)、(2)の割合

(1)訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、
地域密着型通所介護（以下、訪問介護等という）の
各サービスの利用割合（位置付けた割合）

(2)訪問介護等の各サービスごとの同一事業者によって
提供された割合（上位3位まで）

・前6月間とは

前期（3月1日から8月末日）、後期（9月1日から2月末日）
のいずれか直近の期間に作成された居宅サービス計画が対象

例えば、契約が令和3年5月の場合 ⇒令和2年度後期（R2.9.1～R3.2.28）
令和3年10月の場合 ⇒令和3年度前期（R3.3.1～R3.8.31）
の期間の割合について説明が必要です。

➤ ③の内容について説明時に使用する文書例（重要事項説明書）

第●条 当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

対象期間を記載
してください

(別紙) 対象期間：令和4年度後期（R4.9.1～R5.2.28）

(1) 前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護●%、通所介護●%、地域密着型通所介護●%、福祉用具貸与●%

(2) 前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（上位3位）

事業者名を記載して
ください（法人名で
はありません）

訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	※※事業所 ●%
地域密着型通所介護	##事業所 ●%	&&事業所 ●%	!!事業所 ●%
福祉用具貸与	〇〇事業所 ●%	△△事業所 ●%	□□事業所 ●%

説明を受け理解したこと
について、利用者から署
名を貰ってください

文書の内容について説明を受け理解し、文書を受領しました。

令和5年4月1日 署名：豊中 花子

➤ 留意事項

- 利用者との契約時に①、②、③の内容について、**文書を交付して説明**することに加え、**理解したこと**について必ず**利用者から署名を得てください**。
- 上記内容について、1つでも文書を交付して説明を行っていない場合は、居宅介護支援の業務が適切に実施していないとされ、**契約月から当該状況が解消されるに至った前月まで運営基準減算**となります。
- 介護保険制度改正において説明義務が生じる前（①②は平成30年4月以前、③は令和3年4月以前）から契約を結んでいる利用者については、次の居宅サービス計画の見直し時に説明を行うことが望ましいとされています。

現時点で、利用者に文書を交付して説明ができていない事業者におかれましては、早急に文書を交付して説明していただくとともに、報酬において過誤調整をしていただきますようお願いいたします。